

総社市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

総社市老人福祉法施行細則（平成17年総社市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動条に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項及び様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合は、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>（社会福祉主事が指導する事項）</p> <p>第2条 <u>総社市社会福祉事務所長</u>（以下「<u>所長</u>」という。）は、次の事項について法第6条の規定による社会福祉主事による指導を行わせるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（老人居宅生活支援事業に係る措置の効果的な推進）</p> <p>第3条 <u>所長</u>は、法第10条の4に規定する老人居宅生活支援事業に係る措置を実施するに当たっては、在宅老人の福祉を図るため、県、他の市町村の関係行政機関及び民生委員等の協力を得て、当該事業を円滑かつ効果的に推進するものとする。</p> <p>（短期間入所措置等の実施）</p> <p>第4条 法第10条の4第1項第1号に規定する老人居宅介護等事業に係る措置、同項第2号に規定する老人デイサービス事業に係る措置、同項第</p>	<p>（社会福祉主事が指導する事項）</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、次の事項について法第6条の規定による社会福祉主事による指導を行わせるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（老人居宅生活支援事業に係る措置の効果的な推進）</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、法第10条の4に規定する老人居宅生活支援事業に係る措置を実施するに当たっては、在宅老人の福祉を図るため、県、他の市町村の関係行政機関及び民生委員等の協力を得て、当該事業を円滑かつ効果的に推進するものとする。</p> <p>（短期間入所措置等の実施）</p> <p>第4条 法第10条の4第1項第1号に規定する老人居宅介護等事業に係る措置、同項第2号に規定する老人デイサービス事業に係る措置、同項第</p>

改正後	改正前
<p>3号に規定する老人短期入所事業に係る措置、同項第4号に規定する小規模多機能型居宅介護事業に係る措置及び同項第5号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業に係る措置の実施については、別に<u>所長</u>が定めるものとする。</p> <p>(法第11条第1項第1号の環境上の理由)</p> <p>第5条 <u>所長</u>は、次の事由がある場合には、法第11条第1項第1号の環境上の理由があると認めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(法第11条第1項第2号に規定する常時の介護を必要とする場合)</p> <p>第6条 <u>所長</u>は、次の事由がある場合には、法第11条第1項第2号に規定する常時の介護を必要とするものと認めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(養護受託者の要件)</p> <p>第7条 <u>所長</u>は、次の各号のすべてに該当する者を法第11条第1項第3号の養護受託者とするものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(養護受託者への委託の措置の要件)</p> <p>第8条 <u>所長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第11条第1項第3号の規定による措置を行ってはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(65歳未満の者に対して措置を行う場合の要件)</p> <p>第9条 <u>所長</u>は、法第11条第1項各号に規定する措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について当該各号の規定による措置を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、60歳未満の者であっても措置することができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>2 所長は、法第11条第1項第2号に規定する措置の基準に適合する65歳未満の者であって特に必要があると認められる場合は、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第2号に該当するものについて法第11条第1項第2号の規定による措置を行うものとする。</u></p> <p>(措置関係備付書類)</p> <p>第10条 <u>所長</u>は、法第11条第1項各号の規定により措置した者(以下「被措置者」という。)につき、措置台帳を作成し、常にその記載事項につい</p>	<p>3号に規定する老人短期入所事業に係る措置、同項第4号に規定する小規模多機能型居宅介護事業に係る措置及び同項第5号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業に係る措置の実施については、別に<u>市長</u>が定めるものとする。</p> <p>(法第11条第1項第1号の環境上の理由)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の事由がある場合には、法第11条第1項第1号の環境上の理由があると認めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(法第11条第1項第2号に規定する常時の介護を必要とする場合)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の事由がある場合には、法第11条第1項第2号に規定する常時の介護を必要とするものと認めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(養護受託者の要件)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のすべてに該当する者を法第11条第1項第3号の養護受託者とするものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(養護受託者への委託の措置の要件)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第11条第1項第3号の規定による措置を行ってはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(65歳未満の者に対して措置を行う場合の要件)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、法第11条第1項各号に規定する措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について当該各号の規定による措置を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、60歳未満の者であっても措置することができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(措置関係備付書類)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、法第11条第1項各号の規定により措置した者(以下「被措置者」という。)につき、措置台帳を作成し、常にその記載事項につい</p>

改正後	改正前
<p>て整理しておかなければならない。</p> <p>2 <u>所長</u>は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 (措置の通知)</p> <p>第11条 <u>所長</u>は、法第11条第1項各号の規定による措置を開始したとき、又は措置の変更を行ったとき(入所依頼した施設又は養護を委託した者を変更したときを含む。以下同じ。)は措置開始(変更)通知書(様式第1号)により、措置の廃止又は停止を行ったときは措置廃止(停止)通知書(様式第2号)によりそれぞれ被措置者に通知しなければならない。</p> <p>(養護受託申出書)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の老人養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者とするものの適否について審査を行い、適当と認められた者については養護受託者登録簿に登録し、老人養護受託者決定通知書(様式第4号)により、養護受託者とするものを不適当と認められた者については老人養護受託申出却下通知書(様式第5号)によりそれぞれ当該申出者に通知しなければならない。</p> <p>(入所依頼書等)</p> <p>第13条 <u>所長</u>は、法第11条第1項の規定により老人ホームに老人を入所させ(他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。)、又は養護受託者に老人の養護を委託するときは、当該施設の長又は養護受託者に対して入所依頼書(様式第6号)又は養護委託書(様式第7号)により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、入所依頼書又は養護委託書の送付を受けた施設の長又は養護受託者は、入所若しくは受託する旨又はこれを行うことができない旨を、入所(委託)受諾(不承諾)書(様式第8号)により、<u>所長</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>所長</u>は、老人ホームに入所させ、又は養護受託者に委託した者の措置を廃止するときは、当該施設の長又は養護受託者に対し、入所(委託)解除通知書(様式第9号)により通知しなければならない。</p> <p>4 略 (措置の変更及び廃止等)</p>	<p>て整理しておかなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 (措置の通知)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、法第11条第1項各号の規定による措置を開始したとき、又は措置の変更を行ったとき(入所依頼した施設又は養護を委託した者を変更したときを含む。以下同じ。)は措置開始(変更)通知書(様式第1号)により、措置の廃止又は停止を行ったときは措置廃止(停止)通知書(様式第2号)によりそれぞれ被措置者に通知しなければならない。</p> <p>(養護受託申出書)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の老人養護受託申出書の提出を受けたときは、申出者を養護受託者とするものの適否について審査を行い、適当と認められた者については養護受託者登録簿に登録し、老人養護受託者決定通知書(様式第4号)により、養護受託者とするものを不適当と認められた者については老人養護受託申出却下通知書(様式第5号)によりそれぞれ当該申出者に通知しなければならない。</p> <p>(入所依頼書等)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、法第11条第1項の規定により老人ホームに老人を入所させ(他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。)、又は養護受託者に老人の養護を委託するときは、当該施設の長又は養護受託者に対して入所依頼書(様式第6号)又は養護委託書(様式第7号)により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、入所依頼書又は養護委託書の送付を受けた施設の長又は養護受託者は、入所若しくは受託する旨又はこれを行うことができない旨を、入所(委託)受諾(不承諾)書(様式第8号)により、<u>市長</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、老人ホームに入所させ、又は養護受託者に委託した者の措置を廃止するときは、当該施設の長又は養護受託者に対し、入所(委託)解除通知書(様式第9号)により通知しなければならない。</p> <p>4 略 (措置の変更及び廃止等)</p>

改正後	改正前
<p>第14条 <u>所長</u>は、老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置を受けている者（以下「入所者等」という。）の状況について、年1回以上見直しをすることとし、法に基づく他の措置を行うことが適当であると認められる場合は、当該他の措置に変更するものとする。</p> <p>2 <u>所長</u>は、入所者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該措置を廃止するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(移送)</p> <p>第16条 <u>所長</u>は、老人が老人ホームへ入所する場合若しくは老人ホームから退所する場合又は老人が養護受託者の家庭に入る場合若しくは養護受託者の家庭から出る場合は、必要に応じて移送を行うものとする。</p> <p>2 入所者等又は老人ホームの長若しくは養護受託者は、前項の規定による移送を必要とする場合には、被措置者移送申出（通告）書（様式第11号）により、<u>所長</u>に申し出て、又は通告しなければならない。</p> <p>(葬祭依頼書等)</p> <p>第17条 <u>所長</u>は、法第11条第2項の規定によって葬祭を行い、又は老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を委託するときは、葬祭依頼書（様式第12号）により、当該施設の長又は養護受託者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によって葬祭の依頼を受けた施設の長又は養護受託者は、葬祭を実施する旨又はこれを行うことができない旨を葬祭受諾（不承諾）書（様式第13号）により、<u>所長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(遺留金品の取扱い)</p> <p>第19条 老人ホームの長及び養護受託者は、入所者等が死亡したときは、直ちに遺留金品状況届（様式第14号）を<u>所長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の届出を受理したときは、遺留金品の取扱いについて、老人ホームの長又は養護受託者に遺留金品指示書（様式第15号）により指示しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(要措置者の通告)</p> <p>第20条 民生委員その他の者は、法第11条第1項に規定する措置を要す</p>	<p>第14条 <u>市長</u>は、老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置を受けている者（以下「入所者等」という。）の状況について、年1回以上見直しをすることとし、法に基づく他の措置を行うことが適当であると認められる場合は、当該他の措置に変更するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、入所者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該措置を廃止するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(移送)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、老人が老人ホームへ入所する場合若しくは老人ホームから退所する場合又は老人が養護受託者の家庭に入る場合若しくは養護受託者の家庭から出る場合は、必要に応じて移送を行うものとする。</p> <p>2 入所者等又は老人ホームの長若しくは養護受託者は、前項の規定による移送を必要とする場合には、被措置者移送申出（通告）書（様式第11号）により、<u>市長</u>に申し出て、又は通告しなければならない。</p> <p>(葬祭依頼書等)</p> <p>第17条 <u>市長</u>は、法第11条第2項の規定によって葬祭を行い、又は老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を委託するときは、葬祭依頼書（様式第12号）により、当該施設の長又は養護受託者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によって葬祭の依頼を受けた施設の長又は養護受託者は、葬祭を実施する旨又はこれを行うことができない旨を葬祭受諾（不承諾）書（様式第13号）により、<u>市長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(遺留金品の取扱い)</p> <p>第19条 老人ホームの長及び養護受託者は、入所者等が死亡したときは、直ちに遺留金品状況届（様式第14号）を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の届出を受理したときは、遺留金品の取扱いについて、老人ホームの長又は養護受託者に遺留金品指示書（様式第15号）により指示しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(要措置者の通告)</p> <p>第20条 民生委員その他の者は、法第11条第1項に規定する措置を要す</p>

改正後	改正前
<p>ると認められる者を発見したときは、<u>所長</u>に通知しなければならない。この場合において、<u>所長</u>は、当該措置を要すると認められる者が<u>他の福祉事務所又は町村</u>の管轄に属する者であるときは、当該<u>他の福祉事務所長又は町村長</u>にこれを通報しなければならない。</p> <p>(その他) 第23条 略</p> <p><u>様式第1号(第11条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第2号(第11条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>ると認められる者を発見したときは、<u>市長</u>に通知しなければならない。この場合において、<u>市長</u>は、当該措置を要すると認められる者が<u>地方振興局長又は他の市長</u>の管轄に属する者であるときは、当該<u>地方振興局長又は他の市長</u>にこれを通報しなければならない。</p> <p>(経理状況報告書) 第23条 <u>市長は、毎四半期分の措置費について各四半期の終了の翌月の15日までに老人保護措置費経理状況報告書を岡山県知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(老人ホーム設置届等) 第24条 <u>施行規則第3条第1項に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書(様式第18号)によらなければならない。</u></p> <p>(老人ホーム事業変更届等) 第25条 <u>施行規則第5条第4号の規定による認可の申請は、老人ホーム入所定員減少認可申請書(様式第19号)によらなければならない。</u></p> <p>2 <u>施行規則第4条の3第6号の規定による届出(入所定員の増加に係るものに限る。)は、老人ホーム入所定員増加届(様式第20号)によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>施行規則第4条の3第1号から第4号までの規定による届出(入所定員に係るものを除く。)は、老人ホーム事業変更届(様式第21号)によらなければならない。</u></p> <p>(老人ホーム廃止(休止)届等) 第26条 <u>施行規則第5条第1号から第3号までの規定による申請は、老人ホーム廃止(休止)認可申請書(様式第22号)によらなければならない。</u></p> <p>(その他) 第27条 略</p> <p><u>様式第1号(第11条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号(第11条関係)</u> 略</p>

改正後	改正前
<u>様式第3号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第12条関係）</u> 略
<u>様式第4号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第4号（第12条関係）</u> 略
<u>様式第5号（第12条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第5号（第12条関係）</u> 略
<u>様式第6号（第13条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第6号（第13条関係）</u> 略
<u>様式第7号（第13条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第7号（第13条関係）</u> 略
<u>様式第8号（第13条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第8号（第13条関係）</u> 略
<u>様式第9号（第13条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第9号（第13条関係）</u> 略
<u>様式第10号（第15条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第10号（第15条関係）</u> 略
<u>様式第11号（第16条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第11号（第16条関係）</u> 略
<u>様式第12号（第17条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第12号（第17条関係）</u> 略
<u>様式第13号（第17条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第13号（第17条関係）</u> 略

改正後	改正前
<u>様式第14号（第19条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第14号（第19条関係）</u> 略
<u>様式第15号（第19条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第15号（第19条関係）</u> 略 <u>様式第18号（第24条関係）</u> 略 <u>様式第19号（第25条関係）</u> 略 <u>様式第20号（第25条関係）</u> 略 <u>様式第21号（第25条関係）</u> 略 <u>様式第22号（第26条関係）</u> 略


附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 

措 置 開 始 通 知 書
変 更

老人福祉法第11条の規定により、次のとおり措置を決定したので通知します。

措置の開始(変更)年月日	年 月 日
入 所 前 住 所	
入 所 者 氏 名	
入 所 施 設 名	
措 置 の 種 類 及 び 程 度	
措 置 を 決 定 し た 理 由	

様式第2号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

措 置 廃 止 通 知 書
停 止

老人福祉法第11条の規定による措置を次のとおり ^{廃止}_{停止}したので通知します。

廃 止 期 日 (停 止 期 間)	年 月 日 (年 月 日から) (年 月 日まで)
入 所 前 住 所	
入 所 者 氏 名	
入 所 施 設 名	
廃 止 (停 止) 理 由	

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

住 所
氏 名
(電 話)



老人養護受託申出書


私は、老人の養護を受託したく申し出ます。

本人の状況	本籍地					
	生年月日	年	月	日	職 業	
	健康状態				役 職	
					収入(月額)	円
	性 格 略 歴					
家族の状況	氏 名	生年月日	職 業	収 入 (月額)	健康状態	経 歴 そ の 他
住居の状況	敷地 坪(自宅, 借家, その他) 建坪 坪(1戸建, 長 屋) (平 屋, 2階建) 部屋数 畳 室, 畳 室, 畳 室	老人を 居起さ せ部の 屋状 況		専用, 共用 (共用者) 階 畳 押入 有無, 洋室, 和室		
受託老人に関する希望事項						
養護受託を希望する理由						
備考						

様式第4号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 

老人養護受託者決定通知書


年 月 日付け申出に対し、あなたを老人福祉法第11条第1項第3号の養護受託者に決定したので通知します。

登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

様式第5号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 

老人養護受託申出却下通知書


年 月 日付け申出に対し、次の理由により、その申出を却下したので通知します。

申出却下理由

様式第6号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 

入 所 依 頼 書

老人福祉法第11条第1項 ^{第2号}_{第3号} の規定により、次の者を貴施設に入所させたいので依頼します。

なお、入所することができない場合には、その旨を速やかに回答してください。

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

養 護 委 託 書

老人福祉法第11条第1項第3号の規定により、次のとおりあなたに老人の養護を委託します。

1 委託する老人

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

2 委託開始年月日 年 月 日

3 委託費として交付する額 毎月 円(連絡費を含む。)

(1) 12月については、 円を加算する。

(2) 特別の事情がある月については、相当額を加算し、又は減額する。

4 注意すべき事項

(1) 受託者は、委託を受けた老人について、深い理解と愛情を持って老人を養護し、その老人の福祉を増進するようにすること。

(2) 受託者は、老人の特殊性に応じて変化に富んだ食事を与えることとし、熱量及びたん白質、脂肪等の栄養素についても、十分考慮されたものを与えること。

(3) 受託者は、老人の意に反した労働を強制してはならないこと。

(4) 委託費は、毎月7日までに請求し、翌月7日までに精算すること。

(5) 老人が疾病により医療機関における診療等を必要とする場合は、社会福祉事務所長に連絡すること。

(6) 老人の平常着が破損したため、その購入を必要とする場合は、社会福祉事務所長に連絡すること。

(7) 受託者は老人に関し特別の事情の変更が生じたときは、必要に応じ社会福祉事務所長に届出をすること。

5 その他

(1) 受託者又は老人が相互の関係において損害を被った場合、総社市はその賠償の責めを負わないこと。

(2) 社会福祉事務所長が老人の養護について必要な指導をしたときは、受託者は、これに従わなければならないこと。

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

施設の長又は
養護受託者氏名



入所
委託 受諾(不承諾)書

年 月 日付け第 号で依頼のあった次の者の入所(委託)については、
承諾します。(承諾できません。)

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
入所(委託)予定年月日	年 月 日
(不承諾の理由)	

様式第9号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

入 所 解 除 通 知 書
委 託

貴施設に入所
あなたに委託
してあります次の者については、その措置の必要がなくなったので
入所委託
を解除します。

解 除 年 月 日	年 月 日
氏 名	
(解除理由)	

様式第10号(第15条関係)

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

施設の長氏名 ㊟

被措置者状況変更届

当施設に入所中の次の者について状況の変更が認められますので、届け出ます。

氏	名	
(措置の変更(停止, 廃止)を必要とする事由)		

様式第11号(第16条関係)

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

住 所
申出者氏名
通告



被措置者移送 申出書
通告


次のとおり移送を 申出
通告 します。

移送を必要とする者の氏名	(歳)	男 女	住 所	
移送を必要とする理由				

様式第12号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 

葬 祭 依 頼 書

貴施設(殿)に入所(委託)中死亡した次の者の葬祭については、老人福祉法第11条第2項の規定により、貴施設(殿)に委託します。

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

死亡年月日 年 月 日

委 託 理 由

様式第13号(第17条関係)

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

施設の長又は
養護受託者氏名



葬 祭 受 諾(不 承 諾)書

年 月 日付け 第 号で依頼のあった の葬祭について
は, 受諾します。(次の理由により承諾できません。)

(不承諾の理由)

様式第14号(第19条関係)

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

施設の長又は
養護受託者氏名



遺 留 金 品 状 況 届

当施設(家)に入所して(委託を受けて)いた次の者が死亡しましたが、その遺留金品の状況について、次のとおり届け出ます。

死亡者氏名				死亡年月日	年 月 日
親族等の状況	氏 名	続 柄	住 所 及 び 電 話 番 号		備 考
葬祭執行者 (有・無)					
そ の 他 の 遺 族 の 状 況					
遺 留 金 品 の 状 況	現 金	円	預金通帳等	預金残高	円

様式第15号(第19条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

遺 留 金 品 指 示 書

年 月 日付け 第 号で届出のあった次の者の遺留金品については、
次のとおり処理してください。

死 亡 者 氏 名	
遺 留 金	円
遺 留 品	
処 理 方 法	

(注) 遺留金品を受領者に渡す場合には、その受渡しが民法に基づく遺留金品の承継人の決定とは無関係であることを伝えること。